

府中市役所庁舎（おもや）内広告付地図案
内板設置場所貸付一般競争入札参加要領

令和8年9月

1 入札物件

次表のとおりとします。

なお、本市の都合により、入札を延期、中止、または取り消す場合があります。

設置施設	貸付部分・面積 (㎡)	最低貸付料 (年額・税込)
府中市役所庁舎（おもや）西側 (府中市宮西町2-24)	仕様書のとおり	500,000 円
府中市役所庁舎（おもや）東側 (府中市宮西町2-24)		

2 貸付期間

令和9年1月1日から令和11年12月31日まで

3 入札参加申込みに必要な書類

入札への参加を希望する事業者は、次の書類を各1部提出しなければならず、本市は、これにより、入札参加資格を有するかを確認するものとします。

- (1) 入札参加申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 代表者の印鑑証明書
- (4) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (5) 国税・都税の納税証明書（直前2年分の法人税、消費税及び地方消費税及び法人住民税について未納税額がないことの証明）
- (6) 令和6年度及び令和7年度の各年度に地方公共団体との公有財産賃貸借契約による広告付地図案内板（以下「案内板」といいます。）の運営を行った実績を証明する書類（様式不問）
- (7) 設置を予定する案内板の内容構成・寸法等の仕様が記載された書類（様式不問）

注1 提出書類は、(6)と(7)を除き全て原本を提出すること。

注2 上記(3)から(5)までの書類は、発行後3ヶ月以内のものに限る。

4 入札参加資格の喪失

入札参加申込みをした者が、競争入札に参加する者に必要な資格の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または、入札参加申込みに必要な書類に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失するものとします。

5 入札の方法

入札書（様式第3号）を定型封筒（長形3号等）にのり付けして封入し、印鑑証明印により封緘印を押印するとともに、その封筒の表面に物件番号及び入札者の商号

または氏名を記入し、持参のうえ提出すること。なお、提出後の取消し、再提出はできません。

代理人の方が入札に参加する場合は、入札書の提出と同時に委任状（様式第4号）を提出し、委任状の「代理人使用印」を入札書に押印して入札してください。

6 落札者の決定方法

入札は、入札書に記入された賃料（年額）の値が最高の値であった者を落札者とします。

なお、賃料の最低基準は1に記載されている最低貸付料とし、これを下回る入札は、失格扱いとなります。

開札の結果、落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かないものがあるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

落札者決定後、落札者名と落札額を本市のホームページ上に掲載することとします。

7 契約手続き

落札者決定後、行政財産賃貸借契約書（案）の規定を原則として、本市と落札者の間で細部について調整のうえ、令和8年10月26日（月）までに契約を締結します。また、契約締結までに次の書類提出等についてご対応ください。

- (1) 設置する案内板の仕様（寸法、消費電力量等）を記載した書類の提出。
- (2) 案内板の管理や苦情処理等の担当者及び緊急連絡先等を記載した書類の提出。
- (3) 案内板の設置に関係行政機関の許可等が必要なものについては、落札者において手続きを行うこと。
- (4) 上記許可等における許可書の写しの提出。

8 提出書類の取扱い

- (1) この入札に関して提出された書類は、理由のいかんによらず返却できません。
- (2) 提出書類及び契約に伴い提出される各種報告書類は、必要に応じて開示することがあります。ただし、府中市情報公開条例の規定に照らし、個人情報や落札者の知的財産権等に配慮しながら、開示範囲を判断するものとします。

9 案内板の仕様

別紙「府中市役所庁舎（おもや）内広告付地図案内板設置場所貸付仕様書」を参

照ください。